

I C T 活用工事（法面工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した法面工（以下、法面工（I C T））という。に適用する。

2. 適用工種

- ・ モルタル吹付
- ・ コンクリート吹付
- ・ 機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布）
- ・ 人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝）
- ・ 現場吹付法枠工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。ただし、法面工（I C T）を土工（I C T）と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、土工（I C T）で必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（I C T）と同時に実施する土工（I C T）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設费率補正係数 : 1.2
- ・ 現場管理费率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、法面工（I C T）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の、I C T活用工事（法面工）試行要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設费率及び現場管理费率に含まれる。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
(現場吹付法枠工は除く)
- 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理